

性同一性障害当事者が必要とする学校場面での支援 —違和感を感じた場面からの検討—

○杉山佳菜子（鈴鹿大学）

笠井瑞紀 #（玉城町立有田小学校）

キーワード：LGBT，FTM，支援

問題および目的

文部科学省では、平成 27 年 4 月 30 日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知した。その通知では「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」とし、表 1 のような支援事例をあげている。

本研究では、5 名の性同一性障害当事者（FTM＝Female to male）へのインタビュー結果から、支援事例の妥当性と必要な支援について考える。

方 法

1. 調査協力者 性同一性障害当事者 5 名。

表 1 調査対象者の背景

	年齢	職業	性別	違和感を感じた時期
A	21歳	会社員	FTM	4歳
B	21歳	会社員	FTM	13～14歳
C	26歳	美容師	FTM	13～15歳
D	21歳	学生	FTM	10歳
E	21歳	フリーター	FTM	8～9歳

2. 調査時期 2015 年 12 月～2016 年 2 月。

3. 調査方法 「学校生活で性別違和感を持った内容」と、「今改めて学校にしたいこと・思っていること」の質問を中心に半構造化面接を行った。

結 果

1. 文部科学省の支援事例の検討

表 1 に支援事例と実際に当事者が経験した困難さを示す。支援事例に挙げている場面と当事者の困難さがおおよそ一致しているため、支援の方向性はニーズと一致していると言える。5 名全員が制服の着

用で不快な想いをしている。また、D は制服にズボンの選択肢のある学校に通っていたが、着用できていない。制服については、他の服装を認めるだけでは支援として不十分だと言える。

周囲の目を気にして服装やトイレで意思に反した行動を取った者がいる。表 1 にある支援事例は、本人のカミングアウトと周囲の理解が得られて始めて可能となるものである。5 名とも FTM を一部の人のみに公表している。このようなケースの場合、事例に示されている配慮では不十分である。LGBT を授業で取り上げるなどの正しい知識の教育によって偏見と誤解のない社会を作ることが不可欠であり、さらにカミングアウトできていない（もしくははっきりと自認できない）者への対応を検討していかなければならない。

また、健康診断や身体測定で身体をみられることへの苦痛があることがわかった。生物学的な性が関係する場面であり、対応が難しいが、養護教諭を中心に検討すべき点である。

2. 当事者が学校に求めること

表 3 学校に求めること

	A	B	C	D	E
教師に L G B T について知ってほしい	○	○	○	○	
児童生徒が L G B T について知る機会を作してほしい	○	○	○	○	○
教師が積極的に L G B T の授業を行ってほしい	○	○	○	○	
相談できる場所を設ける（SC）		○			○
決めつける姿勢ではなく、選択肢を示してほしい			○		○

当事者が学校に求めることは何かを表 3 にまとめた。73.0%が教育の必要性を感じながらも実際に授業で LGBT を取り上げた教員が少ない（13.7%）とい

う現状からも（日高，2011）、教員が学ぶ機会が必要である。また、5 名とも信頼できる人のみにカミングアウトしている様子から、SC のような専門的知識がある者の活躍が期待される。この他、「更衣室の中の個室」、「女性らしき男性らしさを求めない教育」、「カミングアウトできない子どもたちへの支援方法」、「男女別の授業の見直し」などの必要性が挙げられている。このような、当事者の意見を反映した支援方法や、教育の時期も含めた知識の普及方法の検討が必要である。

付 記

この研究の一部は笠井瑞紀さんの平成 28 年度修士研究に基づいている。）

表 2 学校生活各場面での支援事例と実際に当事者が経験した困難さ

項目	学校における支援の事例	困難さ
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める	スカートの着用に違和感（ABCDE） 友人からズボンはやめてと言われてスカート着用（D） 兄弟のためにスカート着用（A） ズボンも女性用なのでしっくりこない（D）
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める*	
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める	わざわざ貸してくださいと言えない（A）
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める	女子トイレに入ること（CDE） 周囲の目があるため、女性用を利用（D）
呼称の工夫	校内文書を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う	俺と言うことに疑問を投げかけられた（E）
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する	月経授業に「女子だけ呼び出すな」（A） 男女分けの授業、女扱い（BD） 体育が男女別（A）
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める* 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する	更衣室が嫌（A）、水着が嫌（AC） 授業自体が嫌（D）
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める	入りたい部活が（女子は）なかった（C）
修学旅行等	1 人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす	お風呂（E）
その他		健康診断の X 線や心電図の脱衣（AB） 問診票が嫌（AB） 身体測定で身体をみられること（E）

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）の別紙より

*は戸籍上男性の場合